

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

計画の策定・推進

計画の性格と位置づけ

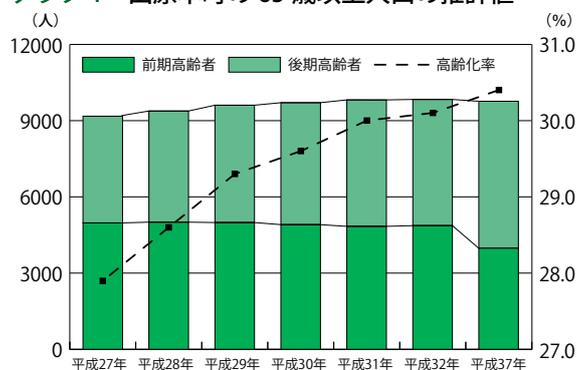
本計画は、老人福祉法第20条の8に基づき市町村老人福祉計画であり、同時に、介護保険法第117条に基づき市町村介護保険事業計画です。

国の指針や県が策定する「奈良県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」などの整合性を図り、町のまちづくりの将来像・方向性を示した「田原本町第3次総合計画」を上位計画として、関連計画との連携と整合を図りながら策定した計画を推進します。

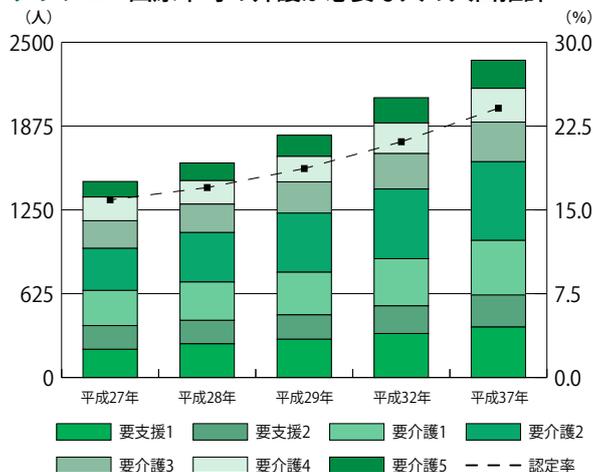
計画期間

本計画は、平成27年度から29年度までの3年間で計画期間ですが、平成37年度を目標とする長期計画の最初の3年としても位置づけられます。

グラフ1 田原本町の65歳以上人口の推計値



グラフ2 田原本町の介護が必要な人の人口推計



高齢者などを取り巻く状況と課題

超高齢化を迎える今後の田原本町

町では、平成25年10月の住民基本

台帳を基準人口に、コーホート変換率法(※)で、町の人口推計を行った結果、本計画最終年度の平成29年には町の総人口は3万2808人となり、65歳以上人口は9608人で、高齢化率29・3%になります。

町では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。今月号では、介護保険制度改正に伴う介護保険料の見直しの内容も踏まえ、計画の概要を紹介します。

☎ 長寿介護課介護保険サービス係 ☎ 34・2101

さらに、長期目標の平成37年には総人口が3万2098人となり、65歳以上人口は9764人で、高齢化率30・4%になります。

また、後期高齢者人口の増加が顕著であり、平成31年には前期高齢者人口を追い抜き、平成37年には両者の差が1800人以上になります。

※コーホート変換率法とは、各コーホート(年齢層集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

介護が必要な人が急増

介護が必要な人は、グラフ2から、平成29年には1807人、37年には2366人と今後急増していきます。第1号被保険者数に占める認定率も平成27年の15・9%が、29年には18・7%、37年には24・1%と急激に上昇します。

基本理念

ふれあいと支え合いのすこやか 長寿のまち・田原本

本計画では、平成37年（2025年）を目標とする長期計画の最初の3年としての位置づけを踏まえ、引き続き「ふれあいと支え合いのすこやか長寿のまち・田原本」を基本理念とします。

①高齢期を元気にいきいき暮らすために

生涯を通じた健康づくり対策や、特に壮年期の生活習慣病の予防、メタボリックシンドローム対策を一層進めるとともに、介護が必要な状態に陥らないように、さらに、支援や介護を必要とする場合も、状態の悪化をできる限り遅らせるように、介護予防の効果的な推進を図ります。

また、心身ともに元気で生きがいのある生活を送ることが、介護予防にも役立つことから、生涯学習や生涯スポーツ、交流を推進するとともに、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験や知識、技能を生かして、積極的な役割を果たしていけるよう、関係機関や地域団体などの連携・協力により、高齢者にふさわしい仕事やボランティア・NPO活動などの促進を図ります。

②地域で安心して暮らすために

相談・情報提供体制の充実を図るとともに、地域包括支援センター、保健センター、医療機関、介護サービス事業者、民生児童委員など地域団体との連携強化やボランティア活動など、さまざまな地域の社会資源を活用して、包括的地域ケア体制の充実を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、住まいづくりの支援や防災・防犯対策、交通安全対策などを進めます。

③高齢者の尊厳の確保と権利擁護を進めるために

認知症についての住民の理解を深めるとともに、予防や早期発見・早期対応を図ります。また、高齢者虐待は人権侵害であることから、虐待を防止するとともに、被害者や養護者の支援を進めます。

さらに、サービスの適正な利用支援や財産管理などの権利擁護事業の普及や利用促進を図ります。

④利用者本位の介護保険事業を進めるために

公平・公正で適切な要介護認定のため、介護認定審査会委員及び認定調査員に対する研修の充実を図ります。

また、支援や介護を要する高齢者などに対して適切なケアマネジメントによる適切なサービスが提供されるように、サービス従事者の専門的資質の向上を図るとともに、事業者に対してサービスの自己評価の取り組みや事業者情報を積極的に開示するよう働きかけます。

高齢者の介護と福祉に関する今後の課題

多くの人が自宅での介護を希望

表1から、今後の高齢者介護のあり方は「自宅で、家族による介護を中心に、必要に応じて介護サービスを利用する介護」が213件で最も高い割合を占め、「施設等に入所し、専門の職員による介護」が120件「自宅で、家族による介護サービスを中心に、できることは家族でする介護」が105件続きます。

在宅介護に関連するものが多い

表2から「困ったとき、気軽に相

表1 あなたは、今後の高齢者介護のあり方として、どれが望ましいと思いますか

区分	件数
1 自宅で、家族による介護	53
2 自宅で、家族による介護を中心に、必要に応じて介護サービスを利用する介護	213
3 自宅で、介護サービスを中心に、できることは家族でする介護	105
4 施設等に入所し、専門の職員による介護	120
5 その他	3
不明	64

表2 あなたは、高齢期を健やかに過ごすために、どのような施策を望みますか（複数回答）

区分	件数
1 健康づくりの普及	94
2 さまざまな学習機会の提供	18
3 知識や経験を活かした就労や起業の支援	30
4 介護・福祉・医療情報の提供	183
5 家事援助や配食などの生活支援	188
6 安全な住まいづくりの相談・支援	35
7 困ったとき、気軽に相談できる窓口の設置	236
8 定期的な高齢者に対する見守り	120
9 趣味や社会活動などの生きがい対策	51
10 24時間対応の介護・医療サービスの提供	216
11 その他	4
12 特にない	19
不明	74

※表1・2は、平成26年6～8月に実施した田原本町高齢者実態調査を参照。

表3 要介護認定者に占める認知症者の人数

	H27	H32	H37
認定者数（総数）	1,462人	2,088人	2,366人
認知症人数	919人	1,312人	1,491人
認定者に占める割合	62.9%	62.8%	63.0%
高齢者に占める割合	10.0%	13.3%	15.3%
高齢者に占める割合（全国値）	10.2%	11.3%	12.8%

※平成24年度の認定データから27年度以降の認知症者数を予測。認定情報の認知症自立度Ⅱ以上（日常生活に支障があり、ひとり暮らしは困難なレベル）を対象としていて、軽度の認知症は含めていません。軽度認知症を含めるとさらに人数は増えると考えられます。

談できる窓口の設置」が236件で最も高い割合を占め「24時間対応の介護・医療サービスの提供」が216件「家事援助や配食などの生活支援」が188件「介護・福祉・医療情報の提供」が183件続きます。

認知症は記憶力や判断力など、脳の機能（認知機能）が日常生活に支障をきたすほど低下する病気の総称です。高齢者の増加に伴い、認知症になる人の数が急速に増加するこ

認知症

とが予測されます。認知症人数は年々増加し、平成37年では1491人（85歳以上の約半数、95歳以上の約8割）になることが予測されます（表3）。

認知症の予防に努めると共に、認知症になっても安心して暮らせるように、まちぐるみの施策を展開していく必要があります。

今後の課題

①元気にいきいき暮らすことのできる高齢期
高齢者が元気でいきいきと趣味の

活動やボランティア活動、まちづくりなど、地域の一員として活動する社会を目指します。

②安心して暮らすことのできる地域社会
介護を要する状態に陥っても、家族や親しい人たちと、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができると社会を目指します。

③高齢者の尊厳の確保と権利擁護
高齢者の誰もが尊厳をもって安心して暮らせる社会を目指します。

④利用者本位の介護保険事業
介護を必要とする高齢者などが必要な時に適切にサービスを利用できるように、介護サービスの量と質の充実に努めます。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

第6期事業期間（平成27～29年度）においては、第1号被保険者の所得段階が従来の6段階から9段階に細分化されました。さらに、低所得者の保険料軽減強化にかかる対応で、第1～3段階の保険料率は、年度ごとの再設定が実施されます。

所得段階別第1号被保険者の保険料額

	保険料基準額（年額）	内容	保険料率	所得段階別保険料年額
第1段階	65,400円	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50	32,700円 （※）
第2段階		●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万超120万円以下の人	0.75	49,000円
第3段階		●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	0.75	49,000円
第4段階		●世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	58,800円
第5段階（基準値）		●世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	1.00	65,400円
第6段階		●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	78,400円
第7段階		●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	85,000円
第8段階		●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	98,100円
第9段階		●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の人	1.70	111,100円

※低所得者の保険料軽減強化にかかる対応で、平成27～28年度の第1段階の保険料は年額29,400円に減額されます。

65歳以上の皆さんへ

平成27年度から介護保険料が変わりました

町地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターは、高齢者やその家族が、いつまでもすこやかに地域で安心して暮らせるよう総合的・包括的に支援する拠点です。保健師・社会福祉士・ケアマネジャーなどの専門職が連携して業務を行っています。

「うつが気になる」「認知症かな」「健康づくりをしたい」「困っていることがある」など、暮らしで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

自立して生活できるよう支援します…寝たきりなどへの

不安はありませんか？ やりたいこと、できるようになりたいことはありませんか？

皆さんの権利を守ります…お金の管理や契約などに不安はありませんか？ 虐待を受けてませんか？

なんでもご相談ください…生活のなかで、困っていることや心配なことはありませんか？

問 町地域包括支援センター（社会福祉協議会内）

☎ 34-2114